

(付) 市町村の廃置分合および境界変更

APPENDIX. CHANGES OF NAMES AND BOUNDARIES OF *Shi*, *Machi* AND *Mura*

Appendix-1 presents the number of *shi*, *machi* and *mura* by prefectures in each census year.

Appendix-2 presents particulars about changes in the boundaries as well as in the names of *shi*, *machi* or *mura* which have taken place during the period from October 2, 1955 to October 1, 1960.

市町村の廃置分合および境界変更の概要

市町村数の推移

わが国の市町村数は、大正9年の第1回国勢調査以来常に減少を続けていたが、町村合併促進法施行(昭和28年10月1日)以来の減少は、とくにいちじるしい。

町村合併促進法施行時の昭和28年10月1日現在の市町村数は、9,889であったが、2年後の昭和30年国勢調査時には5,076市町村を減じて4,813市町村となり、さらに昭和35年国勢調査時の昭和35年10月1日までの5年間に1,302市町村を減じて3,511市町村となった。また、昭和25年国勢調査時の市町村数は、10,435であり、町村合併促進法施行時までに546市町村が減少しているので、昭和25年国勢調査時から昭和35年国勢調査時までの10年間に、わが国の市町村数は、6,924を減じ、約3分の1になったこととなる。(A表参照)

A表 市町村数の推移 大正9年～昭和35年

年次 ¹⁾	総数	市 ²⁾	町村
昭和35年	3 511	556	2 955
30年	4 813	491	4 322
28年 ³⁾	9 889 ⁴⁾	2884 ⁵⁾	9 601 ⁴⁾
25年	10 435 ⁴⁾	2494 ⁵⁾	10 186 ⁴⁾
22年	10 505	214	10 291
20年	10 536	206	10 330
15年	11 132	166	10 966
10年	11 488	125	11 363
5年	11 807	107	11 700
大正14年	11 961	98	11 863
9年	12 188	81	12 107

注

- 1) 各年とも、10月1日現在。
- 2) 東京都の区の存する区域は、1市として数えた。
- 3) 町村合併促進法施行。
- 4) 昭和28年12月25日わが国に復帰した鹿児島県名瀬市ほか同県大島郡の19町村を含む。
- 5) 昭和26年12月5日わが国に復帰した鹿児島県大島郡十島村を含む。

町村合併促進法

町村の規模の適正を図り、町村の組織および運営を合理的および能率的なものとするため、とくに、人口8,000未満の小規模町村の合併を促進することを目的として、昭和28年10月1日に町村合併促進法(昭和28年法律第258号)が施行された。同法は、3か年の限時法であって、昭和31年9月30日をもってその有効期間は満了したが、これによって行なわれた市町村の廃置分合および境界変更は、全国的におびただしい数にのぼり、そのためわが国の市町

村の面目は一新した。すなわち、町村合併促進法施行時の昭和28年10月1日現在の市町村数は、288市、1,971町7,630村、合計9,889市町村であったが、3年後同法の有効期間が満了した昭和31年9月30日現在の市町村数は、約6割を減じ3,975市町村となった。この内訳をみると、市においては210市増の498市、町村においてはそれぞれ65町および6,059村減の1,906町および1,571村であった。

町村合併促進法が施行された直後の昭和28年10月30日、政府は閣議において町村合併促進基本計画を決定し、人口8,000未満の小規模町村8,245の95%を合併によって解消し、町村数を約3分の1に減少することを図ったが、その後の3年間の町村合併の進捗状況は9割強を示している。

新市町村建設促進法

上に述べたように、昭和31年9月30日に有効期間が満了した町村合併促進法によって数多くの町村合併が行なわれ、同法施行当初政府の計画した小規模町村の合併計画はほぼ達成されたが、なお一部の未合併町村の残存がみられた。これら未合併町村の合併促進については、昭和31年6月30日に施行された新市町村建設促進法(昭和31年法律第164号)において必要な措置が規定されることとなった。同法の目的は、町村合併を行なった市町村の新市町村建設計画の実施を促進して、新市町村の健全な発展を図り、あわせて未合併町村の町村合併を強力に推進することにより、地方自治の本旨の充分な実現に資することである。

この法律は、5年間の限時法として制定された。同法のうち、新市町村建設関係の規定の有効期限はさらに5年間延長されたが、町村合併促進関係の規定は、昭和36年6月29日、ほぼその目的を達したとして失効することとなった。これにより残存する未合併町村(約300)の町村合併の積極的推進は打切られることとなった。もとより、今後関係市町村において自動的に町村合併が行なわれるることは考えられるが、その数は、町村合併促進法施行以来現在までの町村合併の数に比べてきわめて僅かなものとなるであろう。

市町村規模の拡大

市町村数の減少に伴ない、当然1市町村あたりの人口および面積は増加した。昭和35年国勢調査までの5年間に、市町村数は4,813から1,302を減じ3,511となった(A表参照)が、この結果、この5年間の人口の増加を除いても1市町村あたりの面積と人口はかなり増加した。増加の状況は、B表のとおりである。

B表 1市町村あたりの面積(平方キロメートル)および人口

	昭和35年	昭和30年 (組替)	昭和30年
1市町村あたり面積	105.29	105.29	76.73
1市町村あたり人口	26 607	25 423	18 549
市町村数	3 511	3 511	4 813
総面積	369 660.74	369 660.74	369 660.74
総人口	93 418 501	89 275 529	89 275 529

市部地域の拡大

町村合併は、もとより市部地域の拡大をはかるものではないが、合併により規模を拡大した町村で市制をしくところがあり、また既設の市に編入された町村があつたため、市部地域はかなり拡大した。

昭和30年から昭和35年までの5年間ににおける市の数は、491から556へと65の増加を示した。この増加は、町村合併のいちじるしかった昭和25年から昭和30年までの5年間ににおける市の増加数242には及ばないが、それ以前の5年ごとの市の増加数のどれよりも大きい。

昭和35年10月1日現在の市部の面積を昭和30年10月1日現在のそれと比較するとC表にみるとおり約15,000平方キロメートル増加し、約1.2倍となった。この市部面積の増加の内訳をみると、57%にあたる8,886.84平方キロメートルは65の新市の設置によるものであり、残りの43%、6,411.35平方キロメートルは既設の市に吸収された地域である。

昭和35年国勢調査時の市部の人口密度は、1平方キロメートルあたり719人である。昭和30年国勢調査時は743人であったから、市部の人口密度はこの5年間に1平方キロメートルあたり24人だけ稀薄になったこととなる。これは、いうまでもなく新市および昭和30年国勢調査時以後既設の市に吸収された地域の人口密度が従来の市部の人口密度よりかなり低く、市部全体の平均密度を押し下げた結果にほかならない。新市の人口密度は、1平方キロメートルあたり301人で、昭和30年国勢調査時の市部の人口密度(1平方キロメートルあたり742人)の約4割に過ぎない。

C表 市部郡別面積の推移 大正9年～昭和35年

(単位平方キロメートル)

年次	全 国	市 部	郡 部
昭和35年	369 660.74 ¹⁾ (100.0)	82 559.42 ¹⁾ (22.3)	285 654.98 ¹⁾ (77.3)
30年	369 660.74 ²⁾ (100.0)	67 761.23 ²⁾ (18.3)	300 598.95 ²⁾ (81.4)
25年	369 644.07 ³⁾ (100.0)	19 942.42 ³⁾ (5.4)	349 579.47 ³⁾ (94.6)

年 次	全 国	市 部	郡 部
22年	368 469.86 (100.0)	15 894.42 (4.3)	352 575.44 (95.7)
20年	368 451.43 (100.0)	14 520.07 (3.9)	353 931.36 (96.1)
15年	380 159.18 (100.0)	8 844.45 (2.3)	371 314.73 (97.7)
10年	380 159.18 (100.0)	5 086.97 (1.3)	375 072.21 (98.7)
5年	379 878.62 (100.0)	2 943.09 (0.8)	376 935.53 (99.2)
大正14年	379 422.79 (100.0)	2 173.94 (0.6)	377 248.85 (99.4)
9年	379 420.77 (100.0)	1 367.80 (0.4)	378 052.97 (99.6)

- 注 1) 十和田湖(59.77km²)、中海(101.67km²)、小川原湖(62.72km²)、八郎潟(21.23km²)、猪苗代湖(103.96km²)、河北潟(23.02km²)、邑知潟(3.96km²)、諏訪湖(14.16km²)、浜名湖(64.89km²)、琵琶湖(694.50km²)、宍道湖(81.81km²)および尾島湾干拓第7区(16.85km²)は総数に含まれているが、市部または郡部には含まれていない。
 2) 十和田湖(59.77km²)、中海(101.67km²)、八郎潟(21.23km²)、猪苗代湖(103.96km²)、河北潟(23.02km²)、芝山潟の所属不明の地域(2.44km²)、諏訪湖(14.16km²)、琵琶湖(694.50km²)および宍道湖(81.81km²)は総数に含まれているが、市部または郡部には含まれていない。
 3) 十和田湖(59.86km²)および宍道湖(82.32km²)の面積は、全国に含まれ、市部郡部別には含まれていない。
 4) 昭和25年の面積には、昭和26年12月5日わが国に復帰した鹿児島県大島郡十島村(横当島を含む。-87.54km²)ならびに昭和26年12月25日に復帰した鹿児島県名瀬市(127.14km²)および大島郡(三島村および横当島を含む十島村以外の19町村。-1165.24km²)の昭和30年10月1日現在の面積を便宜含めている。